

植物防疫所 植物防疫情報

発行所 **農林水産省** 門司植物防疫所
〒801-0841 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10
門司港湾合同庁舎内 TEL:093-321-2601

No.
54

発行年月：令和6年9月
無断転載禁止
ISSN 2186-1625



公式キャラクター
びーさゆん



植物防疫所HP
QRコード

<https://www.maff.go.jp/pps/index.html>

植物防疫所 検索

植物防疫法施行規則の一部改正について

植物検疫においては、日本の農業生産への影響が大きいと考えられる重要な有害動植物の国内外での発生状況や諸外国での有害動植物に対する輸入検疫措置の実施状況などの情報を収集・分析しています。これは、国際植物防疫条約に加盟している日本が国際ルールと調和し、有害動植物のリスクに応じた輸入検疫措置を講じる必要があることから、定期的に有害動植物に対するリスク分析の結果を踏まえて、輸入植物検疫制度の見直しを行っているため、このたび、制度の見直しに伴う関係規則などが一部改正され、6月18日から施行されましたので、改正の概要をご紹介します。

1 検疫有害動植物の見直し

今回の改正に伴う主な見直し（抜粋）は、検疫有害動植物（植物防疫法施行規則（以下「規則」という。）別表1）から、Blueberry mosaic virus（一般名：Blueberry mosaic associated ophiovirus（ブルーベリーモザイク随伴ウイルス））を削除しました（非検疫有害植物に追加）。また、再分類による学名の変更のため、規則別表2の2の15項に規定する *Guignardia citricarpa* の表記を *Phyllosticta citricarpa* に変更しました。そのほか、ニンジン黒斑病菌など19種を非検疫有害動植物に指定しました。現在、検疫有害動植物として1,022種が指定されており、非検疫有害動植物

としては542種が指定されています。

2 輸出国に対して求める輸入検疫措置の見直し

既存の検疫有害動植物21種について、対象植物又は対象地域の追加・削除、対象植物の表記を変更しました（規則別表1の2、別表2及び別表2の2）。

規則の改正により、これまで輸入ができた国から輸入できなくなったり、特別な検疫措置が求められていなかった植物に対して、新たに輸出国での検疫措置が必要となるものもありますので、輸入を検討する際は、最新の情報を確認してください。

今回の改正内容（抜粋）は、下表のとおりです。

改正内容の詳細は、植物防疫所ホームページをご覧ください。また、地域及び植物ごとの輸入条件は、輸入条件データベースで調べることができます。

植物検疫制度の見直し

https://www.maff.go.jp/pps/j/information/seido_minaosi/10ji_kaisei.html



輸入条件データベース

https://www.maff.go.jp/pps/j/search/detail_notice.html



今回の改正に伴う主な見直し

関係法令	対象病害虫名	対象地域	対象植物
規則別表2の16項	火傷病菌	追加：中華人民共和国	変更なし
規則別表2の2の37項	<i>Tomato leaf curl New Delhi virus</i>	追加：中華人民共和国、マレーシア	追加：オキムム・キリマンドスカリクム、せんねんぼく及びもみじひるがいの生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供し得るもの
規則別表2の2の14項	<i>Eutypa lata</i>	追加：オランダ、チェコ	「なし」を「せいようなし」とする



門司植物防疫所管内におけるキウイフルーツ苗木などの検査について

1 はじめに

国内での販売を目的として栽培されるキウイフルーツの苗木、花粉及び穂木（母樹）は、*Pseudomonas syringae* pv.*actinidiae* biovar 3（以下「Psa3」という。）によるキウイフルーツかいよう病のまん延を防止するため、「キウイフルーツ苗木等検査実施要領（以下「要領」という。）」に基づく検査を推進することとなっています。

キウイフルーツかいよう病菌（*Pseudomonas syringae* pv.*actinidiae*）は、キウイフルーツなど

の葉に褐色斑点や枝・新梢の枯れなどをひきおこす細菌です。この細菌には複数の系統（Psa1-6）が知られており、このう



裏側から透かした葉の斑点
「キウイフルーツかいよう病のPsa3系統
の防除対策マニュアル第3版」より転写

ちPsa3系統はほかの系統に比べ病原性が強いとされるため、輸入検疫では植物防疫法施行規則に基づいた厳格な措置をとっています。

国内では、これまでこの病菌の一部系統（Psa1）が発生していましたが、ほかの系統の発生はありませんでした。しかしながら、平成26年に初めてPsa3の発生が確認され、その後、Psa3に対する防除対策マニュアルの策定など、Psa3まん延防止のための措置が講じられ、平成30年にこの要領が制定されました。

2 門司管内での検査状況

門司管内では要領制定以降、毎年、苗木の主な生産地である福岡県内の生産者の方々から要領に基づく検査申請がなされており、令和6年度は、苗木19園地、母樹3園地、花粉3園地の申請がありました。

園地検査は、葉の病徴が確認しやすい春季（5月頃）に、県と植物防疫所の職員が合同で実施しています。苗木と母樹については、園地で目視検査を行い、疑わしい症状があった場合はサンプルを採取します。花粉については、出荷用として調

製されたものをサンプルとして採取します。

採取したサンプルは、植物防疫所でPCR検定を行い、陽性となった場合は培養検定や塩基配列の解析を実施することとなっています。

また、園地の防除記録や過去2年間にPsa3の感染がないことも確認します。なお、検査の際は、園地ごとに新しい手袋やシューズカバーを交換するなど、感染拡大防止の対策を講じています。

これらの検査の結果、Psa3の感染が確認されなければ、「キウイフルーツ苗木等検査結果通知書」を生産者の方に交付します。販売される苗木などには、この通知書の写しが添付されます。一方、感染が確認された場合は、「Psa3感染確認通知書」を交付し、県から生産者の方に対して防除対策マニュアルに基づく防除の指導が行われることになります。

なお、これまで門司管内の検査でPsa3の感染が確認された園地はありません。

3 最後に

本病は接木や剪定作業などにより伝染することが知られていることから、これまでの検査でPsa3の感染が確認されなかったことは、生産者や県関係者の方々による適切な防除対策の結果だと考えています。

今後も植物防疫所は、清浄なキウイフルーツ苗木等の流通のため、生産者の方が安心して栽培できるよう、関係者の皆様とも協力し、Psa3のまん延対策を行っていきますので、ご理解とご協力をお願いします。



園地検査

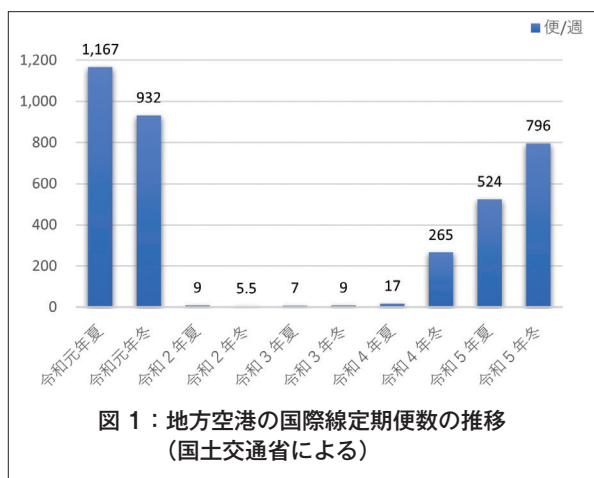


地方空港での国際旅客便の現状

1 コロナ前後の便数推移

令和2年に始まった新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）による入国制限によって、主要空港（成田、羽田、中部及び関西空港）と同様に地方空港（上記4空港以外）も旅客便数が大幅に減少しました。

令和5年にコロナが5類感染症に移行し、入国制限の緩和によりアジア路線を中心に運航が再開されています。国土交通省のまとめによると、地方空港の国際線の旅客便数は令和5年冬期に796便/週に達し、コロナ流行前の令和元年冬期932便/週の8割強まで回復しています（図1）。また、令和6年には遅れていた中国便の再開もあり、コロナ前並みに回復する傾向にあります。



2 国際線の現状

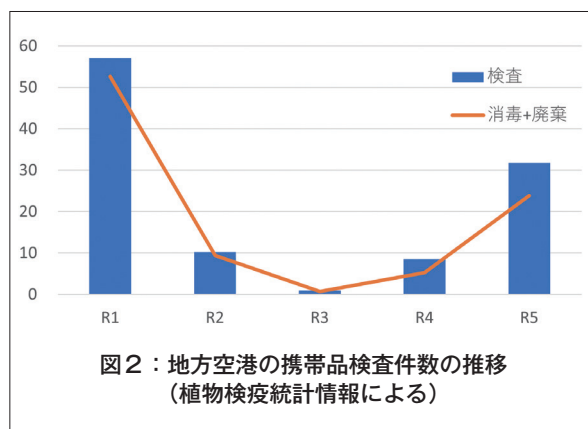
コロナによる入国制限の緩和以降、地方空港を訪日外国人旅行者の受け口として、地方自治体が航空会社などに定期路線誘致に向けた活動を行っています。例えば高知空港では、国際定期便はないものの、令和元年に8便だった国際チャーター便が令和5年に定期チャーター便となり68便に増加しています。

また、熊本空港、松山空港では国際線ターミナルビルの拡張工事が行われ、それぞれ令和5年3月、令和6年4月に供用を開始しました。一方、

中国便の再開の遅れや、地上業務職員の確保が難しかったため、国際線の再開が進まない空港もあります。

3 携行手荷物の植物検疫状況

コロナ時に減少した植物検疫の携帯品検査件数も、国際線の便数増加に伴い徐々に回復しています。令和元年に5.7万件だった検査件数は令和3年に0.9万件まで減少しましたが、令和5年には3.2万件にまで増えています（図2）。



旅行者の方々が、機内で食べようと持ち込んだ果物類の残りや日本の家族などへのお土産を、植物検疫が必要と知らずに携行するケースが多くあります。これらは、検査証明書無添付や輸入禁止品であることが理由で消毒・廃棄処分になり、その件数は検査件数の約7割を占めています。

熱帯果実の多くは輸入禁止品ですが、一方で検査証明書を添付し、植物検疫カウンターでの輸入検査に合格すれば持ち込める植物もあるので、引き続き広報に力を入れていきます。



登録検査機関による輸出検査（区分別検査）の状況

1 はじめに

令和5年4月に改正植物防疫法が施行され、これまでは植物防疫官のみが実施してきた輸出検査の一部について、農林水産大臣の登録を受けた者（登録検査機関）が植物防疫官の代わりに実施することができるようになりました。この制度ができ、1年が経過したことから、現在の登録検査機関の登録状況や検査の実績を紹介します。

2 現在の登録検査機関の登録状況

令和6年6月末までに登録検査機関として登録を受けた機関は計12機関となっており、昨年の植物防疫情報（No.49）でこの制度を紹介した時から約1年で7機関増加しました。

登録検査機関が実施できる輸出検査の内容は、①植物の栽培地での検査（栽培地検査）、②消毒に関する検査（消毒検査）、③遺伝子の検査そのほかの高度な技術を要する検査（精密検査）及び④植物などの目視による検査（目視検査）（以下「区分別検査」という。）の4つがあり、それぞれの登録検査機関は、検査可能な区分別検査について登録を受けています。各区分別検査の登録検査機関数は令和6年6月末時点で、栽培地検査2機関、消毒検査3機関、精密検査9機関、目視検査5機関になります。

また、登録検査機関が輸出検査を実施できる場所についても、「検査を行う区域」として決められており、登録検査機関での輸出検査を希望される方は、決められた区域で輸出検査を受ける必要があります。現在、登録検査機関が着実に増加しているため、地域や区分別検査の種類にかかわらず、登録検査機関で輸出検査を受けることが可能となっています。

なお、登録検査機関の一覧、各登録検査機関の対応可能な区分別検査や区域などについては、農林水産省のWebサイトに掲載されています（※）。

（※）登録検査機関について：農林水産省

https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/yusyutu_kensakikan.html



3 登録検査機関による検査の実績

登録検査機関の制度が開始された令和5年4月1日以降、令和5年12月末時点での登録検査機関の輸出検査の実績は、栽培地検査が3件、消毒検査は0件、精密検査は476件、目視検査は102件となり、精密検査が最も多くなっています。

4 おわりに

今後も、輸出者の皆様のニーズに沿った輸出検査が行えるよう、登録検査機関の案内を積極的に行ってまいります。ご不明な点などがあれば、各植物防疫所までお問い合わせください。

輸出者の皆さんに！

便利な「登録検査機関」を活用しよう

輸出検査が受けやすくなりました！



植物防疫所公式キャラクター「びーきゅん」

3大メリット

1. 自分の都合で検査の日程調整がしやすい！
2. 少量でも集荷地検査可！
3. 植物検疫証明書はこれまでどおり郵送対応可！



以下の4つの検査で利用できます。

目視検査

リンゴ、モモ、ナシなど

精密検査

種苗のウイルス検定

栽培地検査

畑などの栽培地での検査

消毒検査

木材や種子の消毒立会

令和5年4月1日から農林水産大臣の登録を受けた者（登録検査機関）が輸出植物や物品（中古農業機械、赤玉土など）の検査の一部を行うことができるようになりました。

ご利用はこちらから ▶





テンサイシストセンチュウの緊急防除の現状

1 経緯

平成 29 年 9 月、長野県諏訪郡原村の一部ほ場において、ブロッコリーやキャベツなどの寄主植物の地下部に寄生して生育不良を及ぼすテンサイシストセンチュウ (*Heterodera schachtii*) (以下「Hs」という。) の発生が確認され、緊急防除を開始しました。なお、緊急防除の具体的な内容は過去の植物防疫情報 (No.15、No.28、No.29、No.34) にて紹介していますので、今回は最近の状況をご紹介します。

2 緊急防除の現状

平成 30 年 4 月以降、原村中新田地区を防除区域として、Hs 発生ほ場での寄主植物の作付け禁止や土壤消毒、また、寄主植物地下部の移動制限などの防除対策を実施しています。

しかしながら、新たなほ場での Hs の発生や土壤消毒後のほ場における Hs の再検出などから、防除期間は複数回延長されました。また、令和 4 年 9 月以降、長野県南佐久郡川上村樋澤地区や南牧村平沢地区及び野辺山地区の一部ほ場でも新たに Hs の発生が確認され、防除区域に追加しました。

3 防除対策の状況

Hs の発生ほ場では、殺センチュウ剤による土壤消毒を実施しています。

この消毒により Hs の密度を十分に低下した状態 (検出限界以下) とし、その後、非寄主植物を栽培することにより、その状態を維持する対策を進めています。

また、試験研究から、捕獲作物 (緑肥用ダイコンの一種) が Hs の密度を低下させることが判明したため、



栽培中の緑肥用ダイコン

この利用も促進されています。

現地では、輪作と捕獲作物の栽培や消毒を組み合わせた栽培を行うことで、Hs の密度を検出限界以下に維持できることが実証試験により明らかになってきています。

4 今後の対応

今後は、すべてのほ場において Hs を検出限界以下にするとともに、輪作と消毒などを組み合わせた防除対策を現地の営農に組み込むことで、緊急防除の防除期間である令和 8 年 3 月 31 日までに終了することにつなげたいと考えています。

なお、Hs は人畜無害であり、Hs が付着した農作物を食べても健康を害することはありません。



トラクターによる土壤消毒の様子



根部に付着する Hs 雌成虫 (円内)



「植物検疫」水際の最前線（第5回） 南ぬ島石垣島・那覇植物防疫事務所石垣出張所から

くよーんなーらー（石垣島の方言で「こんにちは」の意）

石垣島は、川平湾といったきれいな海や緑豊かな山々などの自然と八重山地域の文化が魅力の観光地です。また、世界自然遺産の西表島や沖縄の原風景を体感できる竹富島、海底遺跡が楽しめる与那国島など八重山の島々への玄関口にもなっています。

クルーズ船における植物検疫

このような石垣港でも、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和2年から約3年間、クルーズ船の入港はありませんでした。しかし、令和5年3月からクルーズ船の入港が再開し、今年はコロナ禍以前を超えるおよそ160隻が入港する予定となっています。

日本に発生していない海外からの病害虫の侵入を防ぐため、フルーツや野菜などの植物を船内から持ち出すことはできません。

しかし、クルーズ船には、多いときは5,000人を超える乗客が乗船しており、乗客の中には乗船時に持ち込んだフルーツなどの食べ物や船内で食事として提供された植物類を船外へ持ち出そうとする人もいます。

こうした乗客に対し、植物防疫官は声かけや自作の資料を交えた注意喚起を行うことで、リスクのある植物類の国内への持込みを未然に防いでいます。



乗客へ声かけする植物防疫官

ヨットにおける植物検疫

クルーズ船だけでなく、個人でセーリングを楽しむヨット乗りにとっても石垣港は重要です。石垣港には、石垣港を目的地や補給地として訪れ海外へ戻っていくヨットや日本各地を巡るための玄

関口として利用するヨットが入港してきます。特に、今年の6月には国内でも数少ない国際ヨットレースが台湾の基隆港沖と石垣港沖の間で開催され、石垣港は参加した多くのヨットで輻輳しました。

ヨットには、通常、航海中の食料が積載されていて、その中には植物検疫対



象品が入っているレース後の入国手続き待ちのヨットがあります。

そのため、植物防疫官が船員への質問や船内の確認を行うほか、植物検疫の説明も行います。石垣港に入港した後、広く国内各地を回る予定のヨットには輸入手続きとしてヨット内に積載された植物などの輸入検査を行う場合があります。入港後、すぐに海外に向け出港する場合であっても、デッキ上にフルーツや野菜などの植物を放置することは病害虫侵入のリスクがあるため、注意喚起を行います。その際、私たちは英語や中国語など外国語の資料を用いて広報を行うことで、植物検疫について理解を深めていただけるよう努めています。

終わりに

石垣港では、新たに検疫、入管、税関検査を行うことができるクルーズターミナルが建設中で令和6年度末に竣工予定です。また、石垣港がより機能性のある港となるため、港湾計画の改訂や台湾、石垣間のフェリーの新規就航が計画されていて、今後ますます活気づくことが期待されています。このような海外との交流が盛んなときだからこそ、私たち植物防疫官は、日本の農業と緑を守るために、より着実に植物検疫を実施してまいりますので、今後とも植物検疫へのご理解とご協力をお願いします。



日本国内未発生又は日本の一部の地域のみに生息している重要病害虫が、万が一、日本の未発生地域に侵入した場合、農業生産に重要な被害を与えたり、日本産農産物の輸出を阻害するおそれがあります。これらを防ぐため、重要病害虫の侵入を早期に発見し、速やかに的確な防除を行うことが重要です。

令和4年5月の植物防疫法改正において、全国で斉一的に重要病害虫の調査を行う「侵入調査」が新たに事業として位置づけられ、令和5年度から調査を開始しました。

この事業では、国と都道府県が連携し、海空港、国際郵便局や中央卸売市場での調査は植物防疫所が、生産園地での調査は現地の状況などに精通した都道府県が実施しています。

侵入調査事業の対象となる病害虫は、「侵入警戒有害動植物」として現在（表）のとおり指定され、各地域での農作物の生産状況などに応じて、病害虫ごとに全国で約80～600地点の規模で調査しており、病害虫によっては2,000地点以上の規模で調査しています。

例えば、調査では対象となる害虫に応じたトラップ（図）の中に目的の害虫を引き寄せる誘引剤を設置し、定期的に害虫が誘殺されているかを確認しています。

特にミカンコミバエ種群（*Bactrocera dorsalis* species complex）は、侵入調査の開始以降も沖縄・



図 調査対象となる害虫に応じたトラップ

奄美群島といった南西諸島や九州、東京都で誘殺が確認されていますが、その度に国・都県・市町村、農業団体などが協力し、迅速な防除などの初動対応を徹底することで、侵入を防いでいます。

これら侵入調査事業や病害虫防除にご理解ご協力をお願いするとともに、疑わしい又は見慣れない病害虫を発見した場合には、最寄りの植物防疫所又は都道府県の病害虫防除所へ連絡をお願いします。

侵入調査の対象となる病害虫の詳しい情報については、植物防疫所「病害虫情報」（※）にも詳しく掲載していますので、ぜひご覧ください。

※植物防疫所「病害虫情報」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/pestinfo/index.html>



表 侵入警戒有害動植物

1.有害動物	ウリミバエ、ミカンコミバエ種群、チチュウカイミバエ、コドリンガ、アリモドキゾウムシ、イモゾウムシ、コロラドハムシ、ヘシアンバエ、ジャガイモシストセンチュウ、ジャガイモシロシストセンチュウ、テンサイシストセンチュウ、アフリカマイマイ等18種
2.有害植物	ジャガイモがんしゅ病菌、 <i>Thecaphora solani</i> 、スイカ果実汚斑細菌病菌、カンキツグリーニング病菌、インゲンマメ萎ちょう細菌病菌、火傷病菌、 <i>Spiroplasma citri</i> 、 <i>Xylella fastidiosa</i> 、 <i>Pepino mosaic virus</i> 、ジャガイモやせいもウイルス、 <i>Tomato brown rugose fruit virus</i> 等19種
3.その他	イネクキセンチュウ、イネミイラ穂病菌、イネ条斑細菌病菌その他日本に産しない各種の検疫有害動植物であってイネを害するもの



植物防疫所紹介

名古屋植物防疫所清水支所（静岡県静岡市）

清水港は、神戸港、長崎港と並んで日本三大美港の一つに挙げられ、入り組んだ入江の遠方に富士山を望む景色は、昔から旅人たちにひとときの憩いを与えてきました。

このような自然の恵みを受け、現在は観光産業が活性化しています。令和6年の外国クルーズ船の入港数は約90隻が見込まれ、ツアー客は富士山を眺望できる三保の松原、日本平、久能山東照宮といった名所を観光バスなどで巡ります。

清水支所は、静岡空港出張所とともに静岡県の植物検疫業務を管轄しています。

輸入検査では、静岡県内の食品工場（惣菜、食用油、酒類など）の原材料を主に検査しています。

また、クルーズ船や航空機で入国する乗客の手荷物に対しても植物検疫を実施しています。

輸出検査では、静岡県の特産品であるウンシュウミカン、メロン、ワサビ、お茶などがあり、集荷地や港の倉庫などで検査後、各国に輸出されています。

また、令和4年10月に浜松市内でサツマイモの大害虫であるアリモドキゾウムシ（*Cylas formicarius*）の発生が確認され、令和5年3月からまん延を防止するために緊急防除を行っています。サツマイモ生産者や地域住民の方々に理解を得ながら、静岡県、浜松市などとともに早期にこの害虫を根絶できるよう職員一同尽力してまいります。



港湾合同庁舎から富士山を望む

注目情報

植物防疫所のホームページ（<https://maff.go.jp/pps/>）では、法令改正や輸出入植物検疫に関する最新情報を提供しています。
令和6年8月21日現在

【法令改正関係情報】

- ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示が改正され、規制の対象となる防除区域が変更されました。（令和6年8月1日）
- 「植物防疫法施行規則」、「オーストラリアから発送されるカンキツ属植物及びびどう（ウィテイス・ウィニフェラに限る。）の生果実に係る農林水産大臣が定める基準」及び「オーストラリア産スウィートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット、ミネオラ、グレープフルーツ及びびどうの生果実に関する植物検疫実施細則」が一部改正されました。（令和6年7月4日）
- テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する告示が改正され、防除区域に長野県南佐久郡南牧村野辺山が追加されました。（令和6年6月30日施行）

【輸入植物検疫関係情報】

- 植物防疫法に基づく輸出入検査等に係る不適切な事例を更新しました。（令和6年7月19日）

【輸出植物検疫関係情報】

- 台湾向け生果実登録選果こん包施設一覧（令和6年産りんご・なし）を更新しました。（令和6年8月13日）
- ベトナム向け生果実登録選果こん包施設一覧（令和6年産りんご）を更新しました。（令和6年8月13日）
- インド向け生果実登録選果こん包施設一覧（令和6年産りんご）を更新しました。（令和6年8月13日）
- 「各国の検疫条件」における大韓民国の情報を更新しました。（令和6年8月1日）
- 二国間協議に係る生果実輸出検査実施要領の一部が改正されました。（令和6年7月23日）
- ベトナム向け生果実登録選果こん包施設一覧（令和6年産なし）を更新しました。（令和6年7月22日）
- 台湾向け生果実登録選果こん包施設一覧（令和6年産もも・すもも）を更新しました。（令和6年7月2日）
- ベトナム向け生果実登録選果こん包施設一覧（令和6年産うんしゅうみかん）を更新しました。（令和6年6月28日）

【国内植物検疫関係情報】

- 情報誌「植物防疫所病害虫情報 No.134」を掲載しました。（令和6年6月17日）
- 植物等の移動規制に関する広報活動についてを更新しました。（令和6年4月22日）
- 植物等の移動規制に関する広報活動のポスター・リーフレットを更新しました。（令和6年4月22日）

【その他のお知らせ】

- 「こども農が関見学デー」に遊びに来ませんか？（令和6年7月22日）